

# ごみコニエベツ

ごみ・資源物は収集日当日、朝9時までにごみステーションに出しましょう。  
 ※収集時間は、その日の天候やごみの量などにより変動します。

第37号

お間違ひなく「電球や刃物は「危険ごみ」はめいません」

蛍光管は、内部に水銀が封入されていることから、「危険ごみ」として収集した後、専用の処理施設でリサイクルをしています。

これに対し、いわゆる「電球」には水銀が使用されておらず、ガラスや金属のみでできています。「燃やせないごみ」として収集していただきます（金属類は、施設の処理過程でリサイクルされます）。

また、刃物や割れたガラス、電子体温計（水銀が使われていません）などが「危険ごみ」として出される場合がありますが、これらも同様に「燃やせないごみ」になります。「危険ごみ」では収集されませんので、ごみを出す際にはご注意ください。

詳しくは、「分別の手引き」でご確認ください。

7 詳細 廃棄物対策課 ☎383・4211

## 集団資源回収を利用しましょう

自治会、学校などの各種団体では、自主的なリサイクル活動として集団資源回収を行っています。

新聞紙やダンボール、金属類、布などの資源物はごみとして捨てずに、集団資源回収に積極的に取り組むことでリサイクルを進めましょう。

回収品目、回収日などは、各団体が独自に決めていますので、詳

しいことは各団体の役員などにお問い合わせください。

### 新聞紙

チラシも一緒にして、ひもで十文字に縛るか袋に入れる。

### 雑誌

大きさをそろえて、ひもで十文字に縛る。

### ダンボール

折りたたんでひもで十文字に縛る。

### 紙パック

水洗いし、開いて乾かし、ひもで縛るか袋に入れる（内側がアルミ箔のものは除く）。

### 紙箱類

ビニールなどを取り外して縛る（感熱紙、写真、油紙などは除く）。



○びん  
キャップを外し、水洗いして袋に入れる。

### かん

アルミとスチールに分け、水洗いして袋に入れる。

### 金属類

金属以外の部分を全部取り外す。

### 布類

柔らかい木綿系の布で白色または白色に近いもの。ひもで縛る。

詳細 減量推進課 ☎383・4211

## 市指定ごみ袋の購入および使用

市指定ごみ袋やごみ処理券は、

種別ごとに1袋10枚で包装していますが、一枚から希望の枚数を購入することができますので、購入を希望する場合は、取扱店のレジカウンターやサービスカウンターなどにお申し出ください。

また、平成20年10月にごみの分別を見直しし、多くのプラスチック類を燃やせるごみに変更したことから、既に購入されている「燃やせないごみ袋」は「燃やせるごみ袋」として使用できますので、「ご家庭にある「燃やせるごみ袋」、「燃やせないごみ袋」は、中身が「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」に正しく分別されていれば、どちらにも使用することができます。

なお、その場合は、袋の表示を油性ペンなどで訂正していただきますよう、ご協力をお願いします。

詳細 清掃管理課 ☎383・4196

## 「引越」の際は「正しく処理」しましょう

「引越」の時期を迎え、多量のごみが出る場合がありますが、これらを一度にごみステーションに出すと、ごみステーションがいっぱいになり、収集時間が遅れるなど、計画的な収集ができなくなり、他の利用者に迷惑をかけることとなります。

このため、市では引越などで出される多量のごみは収集していません。

●ごみステーションに出すときは数回に分けて

引越の日程に余裕のあると

きは、数回に分けて少量ずつごみステーションに出してください。

●使えるものは再利用を

使えるものはリサイクルショップや知人に引き取ってもらうなどして、ごみの量を減らすようお願いします。

市でも「リサイクルバンク」を設置していますので、ご利用ください（江別リサイクル事業協同組合 ☎385・7124）。

●多量のごみが出る場合

○「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」は、ご自分で江別市環境クリーンセンター（八幡122 ☎391・0422）に直接運び入れることもできます（有料）。  
※料金は搬入時に重量により精算しますので、指定ごみ袋やごみ処理券は使用しないでください。  
※「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」をあらかじめ分けてください。

○許可業者に依頼  
直接運び入れることができない場合は、許可業者にごみの処理を依頼してください（有料）。依頼先（江別リサイクル事業協同組合 ☎385・7124）。

詳しくは、「分別の手引き」をご覧ください。  
7 詳細 廃棄物対策課 ☎383・4211

環境クリーンセンターからのお願い

環境クリーンセンターに直接家庭ごみ（有料）を自己搬入される方は、次の点に注意してください。

①搬入車両の状況により受付をお待ちいただくことがあります。担当者の指示に従ってください。  
②ごみを降ろす場所は担当者が指示しますが、車両の誘導は行いません。  
③搬入されるごみは、ご自分で指定の場所に降ろしてください。  
④搬入できないごみ、自己搬入方法については、「分別の手引き」で確認をお願いします。

家具類や金属の多くはリサイクルできます。「市のリサイクルバンク」や「集団資源回収」の利用、「鉄くず処理業者」への提供で、ごみを減量化しリサイクルを進めることができます。処理業者などのご案内をしていますのでお問い合わせください。

なお、環境クリーンセンターでは、搬入する際に、本人や許可業者であることの確認をする場合があります。無許可業者には法により罰則（5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金）が適用される場合がありますので、注意してください。

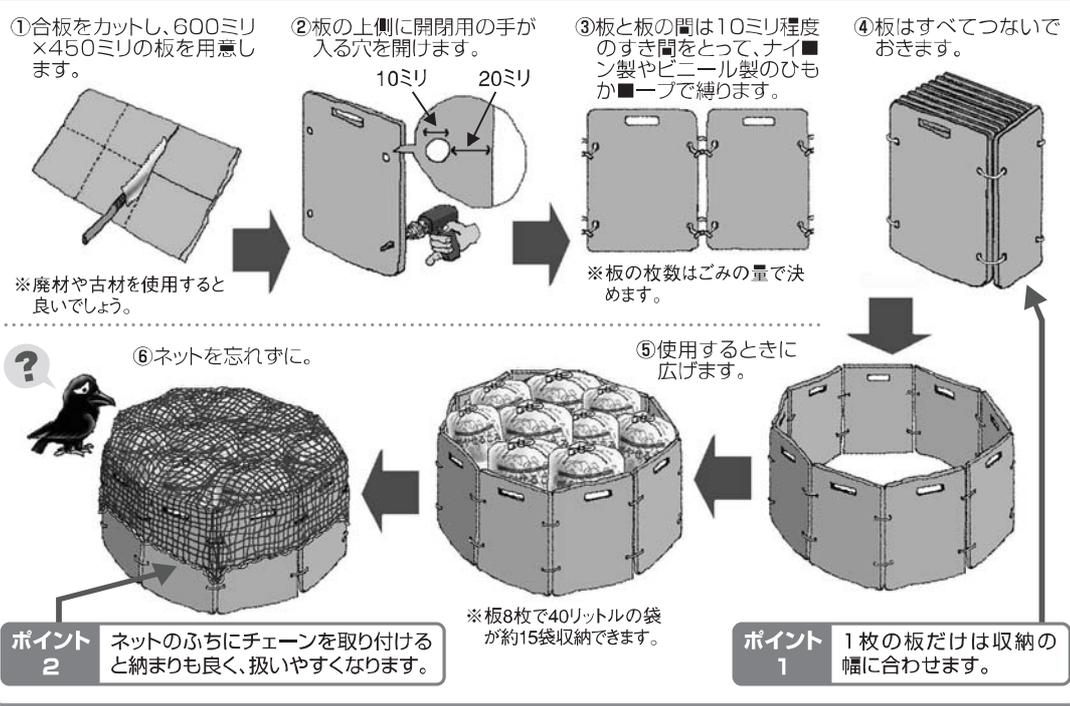
7 詳細 環境クリーンセンター（株）エコクリーン 江別業務課 ☎391・0422

効果が出ている「カラス除けサークル」

●カラスの被害を防ぐには  
①ごみが直接見えないようにシートなどで覆う。  
②ネットを使用する。  
などの方法があります。  
市では、ごみステーションでの

カラスからの被害を防ぐことに効果がある「カラス除けサークル」を紹介しています。  
ごみが突かれないことだけではなく、資源物などが、風で飛ばないなどの効果もあります。  
※サークルは車道や歩道に固定することはできません。使用后（収

カラス除けサークルの作り方



7 詳細 集された後）は、必ず、片付けをお願いします。  
●カラス除けサークルのご相談  
「カラス除けサークル」の利用方法や作り方などのご相談は、左記にお問い合わせください。  
7 詳細 廃棄物対策課 ☎383・4211

不法投棄を防ぐために！

不法投棄されたごみは、土地の所有者・管理者の責任で処理しなければなりません。不法投棄は、一度捨てられた場所や管理の不十分な場所に繰り返される傾向があります。資材置場、空き地などを所有・管理されている方は、ごみを捨てられないように適正な管理に努め、柵や警告看板の設置など、予防の対策もお願いします。

市では、ごみの不法投棄を防止するため、監視パトロール・啓発看板設置などの取り組みを行っています。  
不法投棄の現場を見つけたときには、車のナンバーや投棄者の特徴などを警察署（110番か生活安全課 ☎382-0110）へ通報してください。



詳細 廃棄物対策課 ☎383-4217